

令和七年第九回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年五月十三日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長　ただいまから令和七年第九回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の１、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。鈴木委員と坂倉委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案五件と事務局からの報告が六件ございます。

それでは、次第の２、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一　議案第三十五号　区議会提出議案に関する意見聴取（財産（区立中学校生徒用、区立学校教職員用防災用ヘルメット）の取得）

○知久教育長　議案第三十五号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　それでは、議案第三十五号、区議会提出議案に関する意見聴取（財産（区立中学校生徒用、区立学校教職員用防災用ヘルメット）の取得）について御説明をいたします。

本件は、令和七年第二回区議会定例会に契約議案として提出予定でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長より意見を求められましたので、御審議いただくものでございます。

四ページを御覧ください。取得物は区立中学校生徒用及び区立学校教職員用防災用ヘルメット、契約方法は指名競争入札、契約金額は二千七百七十万三千六百七十六円となっております。契約の相手方は株式会社河本総合防災東京支社で、納期は令和八年三月十九日でございます。

六ページに参考として入札経過調書を添付してございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長　それでは、議案第三十五号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二　議案第三十六号　区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立

奥沢中学校校舎棟他解体工事請負契約）

○知久教育長　議案第三十六号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　議案第三十六号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立奥沢中学校校舎棟他解体工事請負契約）について御説明をいたします。

本件は、令和七年第二回区議会定例会に契約議案として提出予定であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長より意見を求められましたので、御審議いただくものでございます。

四ページを御覧ください。契約の目的は世田谷区立奥沢中学校校舎棟他解体工事、契約の方法は一般競争入札（総合評価方式）で、契約金額は三億二百九十四万円となっております。契約の相手方は株式会社テクノエコ、工期は令和八年七月三十一日です。

五ページに参考として入札経過調書、また、六ページ以降に敷地概要などを添付してございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長　それでは、議案第三十六号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三　議案第三十七号　区議会提出議案に関する意見聴取（財産（世田谷区立梅丘図書館新館用一般什器、備品等）の取得）

○知久教育長　議案第三十七号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　議案第三十七号、区議会提出議案に関する意見聴取（財産（世田谷区立梅丘図書館新館用一般什器、備品等）の取得）について御説明いたします。

本件は、令和七年第二回区議会定例会に契約議案として提出予定であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長より意見を求められましたので、御審議いただくものでございます。

四ページを御覧ください。取得物は一般什器、備品等、契約の方法は指名競

争入札で、契約金額は八千五百二十四万一千八百九十円となっております。
契約の相手方は有限会社マルカワ、納期は令和八年一月十五日です。

参考として入札経過調書を六ページに添付してございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第三十七号につきまして採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第四を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第四 議案第三十八号 区議会提出議案に関する意見聴取（財産（世田
谷区立学びの多様化学校等開設に伴う一般什器
、備品等）の取得）

○知久教育長 議案第三十八号につきまして、宇都宮教育総合センター長より
提案理由の説明をお願いします。

○宇都宮教育総合センター長 議案第三十八号、区議会提出議案に関する意見
聴取（財産（世田谷区立学びの多様化学校等開設に伴う一般什器、備品等）の
取得）について御説明いたします。

本件は、令和七年第二回区議会定例会に契約議案として提出予定であり、地
方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意
見を求められましたので、御審議いただくものでございます。

四ページを御覧ください。本件は、世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）校舎の使用に向けての初度調弁として、必要な什器等物品を購入するものであります。令和七年四月八日に指名競争入札を行い、契約金額は一億八百三十三万二千百九十一円、契約相手方は株式会社ハラジマで、履行期間は令和八年二月六日まででございます。

六ページ目に参考として入札経過調書を添付しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長　それでは、議案第三十八号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第五を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第五　議案第三十九号　区議会提出議案に関する意見聴取（財産（区立小中学校児童・生徒用タブレット型情報端末）の処分）

○知久教育長　議案第三十九号につきまして、宇都宮教育総合センター長より提案理由の説明をお願いします。

○宇都宮教育総合センター長　議案第三十九号、区議会提出議案に関する意見聴取（財産（区立小中学校児童・生徒用タブレット型情報端末）の処分）について御説明いたします。

本件は、令和七年第二回区議会定例会に契約議案として提出予定であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、御審議いただくものです。

四ページを御覧ください。本件は、今年度に一斉リプレースを行う児童・生徒用タブレット型情報端末の従前の端末を売却するものであります。令和七年四月八日に指名競争入札を行い、売払金額は三億四千百三十三万四千二百三十三円、契約相手方はリネットジャパンリサイクル株式会社で、履行期間は令和八年三月三十一日まででございます。

六ページ目に参考として入札経過調書を添付しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第三十九号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1) 令和七年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の進捗状況について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 令和七年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の進捗状況について御報告いたします。

1、令和七年度「点検・評価の報告書」の構成については、(1)実施方針、

(2)二十項目の点検・評価をする項目、(3)学識経験者からの意見の三つの構成と考えております。

資料右上の表示のページ、三ページからの別紙、構成案を御覧ください。五ページから六ページの実施方針、八ページから九ページの取組み項目に続きまして、一〇ページ以降に二十項目の点検評価シートを掲載してまいります。本日は参考に、取組み項目1である乳幼児教育・保育の充実を掲載しております。一三ページには、学識経験者の意見内容を掲載してまいります。三名の学識経験者、一名当たり一ページを予定しております。

構成案は以上です。

一ページにお戻りください。2、点検・評価をする項目については、先ほど御覧いただいた別紙の八ページから九ページにも掲載しておりますが、二ページに記載のとおり、1―1、乳幼児教育・保育の充実から4―5、地域社会との協働まで、二十の取組み項目に関し点検・評価を実施してまいります。

3、点検評価シートの内容について、資料右上表示の一〇ページから一二ページに参考として乳幼児教育・保育の充実を掲載しておりますので、御覧ください。一〇ページの現状と課題、取組み内容欄は、世田谷区教育振興基本計画より転載しております。令和六年度の実績を踏まえまして、令和六年度の成果欄に令和六年度の取組みに対する成果を記載し、課題と今後の方向性欄は、改善に向けて取り組む視点、今後の方向性などを記載いたします。

一二ページの取組み項目の現状と課題に対する総括欄については、各施策の実績や成果などを踏まえ、取組み項目の現状と課題に対する総括的な内容や目指す姿などを記載いたします。

4、世田谷区教育委員会での点検・評価スケジュールについては、二ページを御覧ください。各課から提出されました点検評価シートを基に、五月二十六日の第十回教育委員会定例会、六月十日の第十一回教育委員会定例会、六月二

十四日の第十二回教育委員会定例会で、それぞれ記載している項目について、教育委員の皆様から御意見等をいただき、御議論いただきたいと存じます。

報告は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)世田谷区学校施設包括管理業務委託に係る事業者の選定について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 世田谷区学校施設包括管理業務委託に係る事業者の選定について御説明をいたします。

1の主旨でございます。学校改築に注力できる職員体制の整備及び施設の適切な維持管理等の実現に向けて、新たな手法となる包括管理業務を導入するため、令和六年十一月に策定した世田谷区学校施設包括管理業務委託実施方針に基づきまして、事業者選定公募プロポーザルを実施し、価格以外の要素を含めた最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定いたします。

2の業務委託対象施設につきましては、世田谷区立小・中学校と幼稚園、合わせて九十九施設でございます。

3、業務委託期間につきましては、準備期間と業務期間を合わせて契約締結日から令和十三年三月三十一日までの五・五か年間になります。

4、選定体制でございます。世田谷区学校施設包括管理業務委託事業者選定委員会設置要綱に基づきまして選定委員会を設置し、選定方法等を審議し、それに基づく審査の上、優先交渉権者を選定いたします。選定委員会につきましては、学識経験者二名、区職員二名、小・中学校長及び園長三名の計七名で構

成しております。

5、包括管理業務委託導入の理由でございます。学校施設の維持管理や修繕業務等を包括的に委託することで、優れた民間のノウハウを活用し、業務水準の均質化や維持管理の質の向上及び業務の効率化を図るとともに、区職員の学校改築等に注力できる体制の構築を図っております。また、包括管理事業者が区内事業者へ再委託する仕組みから、経験豊富な地域事情に精通した区内事業者を活用し、地域経済の活性化を図っております。導入後におきましては、業務を適正かつ着実に実施するため、定期的に履行確認及び評価を行い、把握した課題について継続的に改善を図っております。

裏面を御覧ください。6の選定方法でございます。優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式で実施いたします。実施要領及び評価基準等につきましては、プロポーザル公告時に公表いたします。

最後に、7の今後のスケジュールでございます。五月に公募を開始いたします。八月に優先交渉権者の決定、以降、業務の準備を進め、令和八年四月からの業務実施を予定しております。

報告については以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3)ポートランド市との交流事業の再開について今後区立小・中学生国際理解教育の考え方、本件に関して、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）より説明をお願いします。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）ポートランド市との交

流事業の再開について、今後の区立小・中学生国際理解教育の考え方について御報告いたします。

まず、1のポートランド市との交流事業の経緯・主旨でございます。ポートランド市については、平成二十七年の区長の視察から始まり、区職員の市への派遣や市長一行の受入れを行い、平成三十年、令和元年には、中学生派遣事業実施のための教育委員会職員による実地踏査を行いました。新型コロナウイルスの影響により令和二年度の派遣事業は中止されましたが、令和五年度より継続してポートランド市中学生の受入れを再開し、延べ百十名を超える生徒が区立中学校の生徒と一緒に様々な活動を通して交流を行っております。令和六年度には、ポートランド市のマウントテーパー校校長から世田谷区の中学生の訪問を希望する話があったことを受け、教育振興基本計画における国際理解教育の推進に基づき、児童・生徒が国際理解を深め、世界という視野で学べるよう、世田谷区と交流のあるポートランド市への中学生派遣事業について再開することを御報告するものでございます。

続いて、そのベースとなる今後の区立小・中学生国際理解教育の考え方でございます。

(1) 主旨でございます。世田谷区教育振興基本計画では、児童・生徒が英語でのコミュニケーション能力の育成とともに、国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質、能力の基礎を醸成する取組みを推進するとしており、具体的には、児童・生徒が環境や多様性といったテーマにおいて世界的な視点で学べる仕組みを構築してまいります。

(2) 事業の見直しの内容でございます。まず、①英語教育の推進として、小・学校高学年へのALT、外国語指導助手の配置拡充や、実践的な会話練習に重点を置いたプログラムや教材の導入等によるコミュニケーション能力の醸成に取り組んでまいります。②体験活動の推進としては、姉妹都市への派遣に加

え、姉妹都市以外の都市、具体的にはポートランド市と台湾への派遣を検討してまいります。また、派遣の拡充に当たっては、参加する子どもたちに国際的な視野と、自らが主体的に行動できる行動変容を促すことを目的とし、各行き先の特徴を踏まえ、例えばウィーンであれば音楽や美術といった芸術に特化したプログラムにするなど、各行き先ごとにテーマ性を持たせ、学びの効果を最大限高める工夫を行います。

続いて、3、今後の国際理解教育実施の検討事項でございます。先ほどお伝えした国際理解教育の考え方に伴って、児童・生徒に合った体験活動の在り方、海外体験の行き先・人数、国内体験活動の拡充、歳入の確保と事務事業の見直し、海外での体験の共有の機会の充実等の課題を踏まえて、さらなる検討を進め、八月に案を示し、十一月頃をめどにまとめます。

以上の内容を踏まえて、4、ポートランド市への中学生教育派遣の再開について、具体的な内容を御説明させていただきます。

(1)ポートランド市の現況としては、市長の交代に伴い施策変更が予定されているとともに、課題となっていた中心市街地の治安について、本年四月に改めて確認したところ、郊外のマウントテーバー校は治安に問題がなく安全であるとマウントテーバー校の教員から報告を受けております。これを基に、さらに実地踏査により確認を行ってまいります。

(2)ポートランド市派遣の目的です。①ポートランド市は、都市部のコンパクトな機能と郊外の自然が共存し、環境に優しい都市づくりを進めており、ナイキなどのグローバル企業もあり、最先端技術に触れることができること、②マウントテーバー校では日本語教育や文化交流が盛んで、毎年日本を訪れる修学旅行も行っていること、③基本的に授業は全て英語で行われますので、そういった授業を体験できること、これについては、例えば現地でフィールドワークを行い、英語で研究発表のような活動も経験することができるといふ話も伺

っており、英語を用いたコミュニケーション能力を高めることが期待できる、そういうこと等を踏まえ、中学生をポートランドに派遣することで、自らの生き方や将来について主体的に取り組む力を高め、地球規模の視野を持ったグローバルに活躍できる人材の育成を図ることができると考えております。

(3) 派遣人数は、受入先と今後調整してまいります。三十名程度を考えております。

(4) 派遣期間としては、十日間程度と考えております。

(5) 授業の開始時期としては、令和八年の秋頃を予定しております。

続いて、5、令和七年度経費概算につきましては、表敬訪問や実地踏査の経費として約千五百九十万円を見積もっており、第二定例会での補正予算対応を予定しております。

最後に、6、今後のスケジュールでございます。ポートランド市への派遣については五月の文教常任委員会で報告し、七月の「せたがやの教育」で周知を行います。その後、今後の国際理解教育のあり方について、八月の政策会議と九月の文教常任委員会で報告し、十二月の文教常任委員会報告を経て、派遣生徒の募集を行い、令和八年度の秋に派遣の予定でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(4) 区有地を活用した民設民営放課後児童クラブの整備について、本件に関して、渡部地域学校連携課長より説明をお願いします。

○渡部地域学校連携課長 私より、区有地を活用した民設民営放課後児童クラ

ブの整備について御報告いたします。

1の主旨でございます。大規模化している新BOP学童クラブ近隣の区有地の活用が可能となったため、区有地を活用した民設民営放課後児童クラブの整備につきました御報告するものでございます。

2の民設民営放課後児童クラブの整備を行う区有地についてでございます。今回整備を進めることとなりました区有地は整備優先度が高く、長期的な需要が見込まれ、しかし、物件相談が少なく、整備が進んでいないエリアに存在するものでございます。一件目は、(1)に記載のとおり、給田放置自転車等保管所の一部を活用した整備でございます。給田放置自転車等保管所の一部約六百七十平方メートルの敷地を活用し、プロポーザル方式の公募により事業者選定を行い、決定した整備・運営事業者へ現状有姿渡しにて土地貸付けを行い、整備を行うものでございます。

定員数八十人以下、優先受入校は給田小学校となります。また、②公募条件といたしまして、土地の貸付期間は、整備する建物を木造、軽量鉄骨造と想定し、法定耐用年数を考慮した二十三年間とし、賃借料は無償とするものでございます。また、既存工作物等の解体撤去とフェンスの設置につきましては、学童クラブの整備運営事業者が躯体工事と併せて行うこととし、その費用を区が負担することといたします。

二ページでは整備地及び位置関係等を記載しておりますので、後ほど御覧いただけます。

三ページにお進みください。二件目は、(2)に記載のとおり、道路代替地を活用した整備でございます。①整備地の概要は記載のとおりで、現在、コインパーキングとして貸し付けているところでございます。②経緯と事業者選定についてでございますが、当該区有地の隣で認可保育園を運営する事業者より、学童クラブとしての活用ができないかとの相談があったため、当該区有地の所

管課に対し状況を確認したところ、学童クラブとしての利用が可能であるという結論に至りました。

区有地を活用する場合、本来、原則としてプロポーザル方式の公募により整備・運営事業者を決定いたしますが、当該区有地につきましては、民設民営放課後児童クラブ整備の必須要件である二方向避難の確保が敷地面積的に困難なため、隣接の認可保育園の運営事業者が整備、運営することとなれば、保育園の敷地内通路を二方向避難の一つとして設定することができるため、整備が可能となります。そのため、隣の認可保育園の運営事業者のみが当該区有地での整備、運営を行うことができるため、特例として本認可保育園の運営事業者からの提案を受け付けることといたしました。

続きまして、③整備される民設民営放課後児童クラブについてでございます。提案事業者は第二いちご保育園を運営する社会福祉法人福翠会、定員数は四十人以下、優先受入校は芦花小学校となります。

④事業者決定と整備地の利用条件についてです。学童クラブの用途の建物を当該区有地に建設するためには、建築審査会の同意を受け、区として許可する必要があるため、選定委員会にて事業者の適格性の審査を行い、事業者が建築基準法に定められる手続きに入ることになります。貸付年数等に関しては、一件目の給田放置自転車等保管所と同様でございます。

四ページに⑤整備地と保育所の位置関係、⑥芦花小学校と区有地の位置関係について掲載しておりますので、こちらも後ほど御覧ください。

五ページにお進みいただきまして、3、施設整備にかかる経費は記載のとおりとなります。国及び都の補助金を最大限活用するものの、昨今、建築費が上昇傾向にある中、実際の建築工事費次第で変わってまいります。事業者負担は一定程度生じる想定でございます。

4のスケジュールについては記載のとおりですが、先日ですけれども、整備

地の近隣住民に対し御説明を行いました。特に反対等の意見は聞いてはおりません。その後、事業者公募に入り、令和九年四月の運営開始をめざしております。

六ページ目に参考資料として、今後の整備計画により変化する優先度マップを掲載しておりますので、併せて御確認ください。

説明は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(5) 中学校部活動中における物損事故の発生について、本件に関して、渡部地域学校連携課長より説明をお願いします。

○渡部地域学校連携課長　私より、中学校部活動中における物損事故の発生について御報告いたします。

1、事故の概要でございます。発生日時は令和七年二月二十八日金曜日、午後五時十分頃、発生場所は区立中学校でございます。事故内容でございますが、中学校野球部の部活動中、バッティング練習をしていたところ、打球が防球ネットの隙間を抜け、学校向かいの相手方所有のアパートの外階段の屋根に野球ボール一個分大の穴を開け、損傷させたというものでございます。

2、事後の対応でございますが、発生直後、中学校教員が相手方を訪問し、謝罪しております。また、相手方とは誠実かつ公正に示談交渉を行っております。なお、本件事故を受けまして、当該野球部の打撃練習の際は、打者と移動式の防球ネットの位置を近くすることを徹底しているほか、類似の事故が起きないように、改めて全中学校に対し注意喚起を図ってまいりたいと思っております。

ります。

報告は以上でございます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(6)今後の区立小・中学校地域運営学校を支える仕組みの考え方について、本件に関して、渡部地域学校連携課長より説明をお願いします。

○渡部地域学校連携課長　私より、今後の区立小・中学校地域運営学校を支える仕組みの考え方について御報告いたします。

1の主旨です。区では、平成九年度に全国に先駆け学校協議会を設置してございます。以降、保護者や地域の方々が一定の権限と責任を持ち学校運営に参加してきた地域運営学校や学校協議会等の仕組みについて、制度発足から二十二年が経過し、その間のコロナ禍や共働き世帯の増加等による変化を受け、学校と地域との関係を、これまでの「開かれた学校」から「学校と地域相互の協力により、子どもたちも地域も育ち・活性化する」という観点での仕組みの再構築の必要性が高まっておりますことから、再構築の考え方を御報告するものがございます。

2の区立小・中学校地域運営学校を支える現在の組織体制です。組織体制としましては、学校運営委員会、学校支援地域本部、学校協議会、学校関係者評価委員会がありまして、それぞれの活動内容は記載のとおりでございます。

3の現状と課題です。令和六年と令和七年に実施したアンケートや町会・自治会長からいただいた意見等から、以下のような現状が明らかとなりました。

(1)学校運営委員会の活動内容が類似している。(2)学校運営委員会等の議論が

一部の学校で形骸化しており、学校協議会は活動の休止や開催回数が年一回の学校がある。(3)学校協議会は、教育委員会の標準規定により各学校の裁量で設置しており、教育委員会が現場を把握する仕組みを持っていない。(4)一部の学校協議会は地域との関係はあるものの、学校運営委員会の地域との継続的な関係構築という本来の役割が十分に果たされていない。(5)学校協議会では、当初、避難所運営訓練や避難所運営マニュアルの作成等を担っていたが、現在は避難所運営委員会が担っているほか、子どもの健全育成は学校運営委員会が担う等、当初の役割を終えていると考えられる。(6)学校支援コーディネーターの活動実績が基準時間を下回る学校が六割に上り、その割合は年々増えているほか、コーディネーターの活動の地域との関係も希薄化する傾向が強い。(7)学校支援コーディネーターは、学校の支援という観点から、学校からの依頼に基づきボランティアの募集、活動を行っている傾向が強い。(8)学校支援コーディネーターが依頼した地域の方等が活動をする際、全て無償のボランティアである。(9)地域で各組織体の委員の確保が非常に困難であり、メンバーの重複も見受けられる。(10)こうした中、さらに学校関係者評価委員会を立ち上げさせており、学校や地域では人選に苦慮し、人員の固定化でうまく機能していない。

4の今後の検討の方向性です。三点ございまして、(1)学校のめざすべき方向性の検討と、地域運営学校のあるべき姿を示し、学校と地域との向き合い方や好事例をまとめます。(2)今後のあるべき姿、持続可能な運営体制を構築いたします。(3)現在の学校運営委員会等のメンバーが重複している組織を再構築し、学校、地域双方の負担を軽減いたします。

5の今後の区立小・中学校地域運営学校の方向性です。(1)現在の「開かれた学校」から踏み出し、地域でどのように子どもたちを育てるのか等の目標を地域と共有し、「地域とともにある学校」へ転換します。(2)学校運営委員会

を地域で支える視点だけでなく、子どもの学びと育ちを核として、学校・保護者・地域がつながるという発想に転換してまいります。(3)これまでの仕組みを再編し、学校と地域の関係を促進し、区の強みである地域の教育力を継続的に発展させ、学校を核とした地域コミュニティの強化に向けた仕組みの構築をめざします。

6の区立小・中学校地域運営学校を支える仕組みの考え方でございます。現状と課題や検討の方向性等を踏まえ、基本的な考え方を示し、令和八年度からの全校展開に向け、体制の整備を検討してまいります。別紙のイメージも併せて御覧いただければと存じます。

(1)先ほどの四つの現在の組織体を見直し、法に基づく権限や責任に加え、学校・地域共通の目的を定め、学校運営の議論や学校評価を行う(仮称)学校運営協議会と、そこでの議論を踏まえて実際に行動する実行チームの役割を明確にした体制を検討します。(2)(仮称)学校運営協議会の構成は、人数の目安を設定し、実行チームの設置数とともに、各学校の実情に合わせます。(3)(仮称)学校運営協議会の任期は二年を原則とし、委員の退任や再任は各校に実情に合わせ、委員の負担軽減を図ってまいります。(4)(仮称)学校運営協議会の校内事務局を学校支援コーディネーターとし、全校に配置する方向で検討し、現在の有償ボランティアに加え、会計年度任用職員の設置を新たに検討いたします。会計年度任用職員は、事務局としての活動のほか、副校長の負担となっております学校の渉外業務を担うものとし、令和八年度から令和十年度にかけ、条件の整った学校から順次、配置を検討いたします。(5)防災に関しては、学校防災教育チームの設置を必須とし、令和八年度から全区立小・中学校で運用を開始いたします。学校防災教育チームは、今後の地震、噴火等へ備えるため、防災教育や発災後の速やかな教育活動の再開など、学校が運営主体となる支援等を行います。(6)避難所運営委員会では、これまでの議論等を行

い、地区情報連絡会にもこれまでどおり学校は参加いたします。(7)実行チームは、学校を核として人材が集合し、人材相互の交流を行い、地域と子どもがつながるような体制等を検討いたします。(8)実行チームが学校を支援する場合、有償ボランティアとして対価を支払うよう検討いたします。(9)学校評価でございますが、これまでの考え方に沿い、(仮称)学校運営協議会で実施し、学校、家庭、地域が共通理解により相互の連携を促し、学校運営の改善を目的に行います。学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むだけではなく、学校関係者と課題を共有し、教育力を高めてまいります。また、評価についての経年変化を教育委員会と把握できる仕組みを構築してまいります。(10)教育委員会に各校の学校支援コーディネーターで構成する会議体を設置し、課題、事例の共有を図ります。

7の町会・自治会関係者等への意見募集等についてでございます。(1)地域町会連合会等を通し、本仕組みの考え方を御説明した上で、六月から七月にかけ、世田谷区ホームページの意見募集等により意見を募集いたします。(2)同時期に学校支援コーディネーター、学校運営委員等からも意見を募集いたします。(3)学校と地域との向き合い方を議題とし、小学校二校、中学校一校程度の計三校においてワークショップを開催し、今後の運用に当たつての視点や好事例等をまとめてまいります。

8の今後のスケジュールでございますが、この後、六月から七月にかけ、町会・自治会へ御説明に入りまして、あわせて、現在学校に携わっていたいている学校支援コーディネーターや学校協議会の皆様からも御意見をいただきましたと思っております。本日は基本的な考え方をお示しするものでございますが、今後いただく御意見等も踏まえ、八月には新たな体制の具体的な内容を決定し、秋頃から年内にかけ、新たな体制を固めてまいります。年明け以降、各学校で御準備いただき、令和八年度より新たな体制による運営を開始いたします

いと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員　防災チームと避難所運営委員会の関係性が少し心配されます。既に各学校には、既存の避難所運営委員会があつて、それが一定程度の防災教育を担っている事例もあります。そこに新たな防災チームというものができた場合、その二つの組織の関係性や役割分担で新たな課題が出てくる心配があります。逆に、避難所運営委員会がきちんとしているところは必要ないのではというような意見も出そうです。防災チームが形骸化する心配もありますので、この辺の役割分担とか関係性についてもう少し慎重に御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○知久教育長　意見でよろしいですか。

○中村委員　はい。

○知久教育長　ほかにございますか。それでは、次に進みます。

(7)その他の連絡事項等はありませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。今回の教育委員会は五月二十六日月曜日午前十時から、教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和七年第九回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時四十一分閉会